



第6次尾瀬ブランド 候補商品を募集します！

～ 村の地場産品を活用して地域を豊かに!! ～

第5次尾瀬ブランド認定品(一例)



① 尾瀬ブランドとは？

尾瀬の郷・片品村の人と自然が育んだ優れた商品を片品村のブランドとして認定させていただき、お客様へ広くアピールし、消費を促すために実施している制度になります。尾瀬国立公園の独立記念事業としてスタートし、今回で6回目の更新となります！

② 認定されると？

- ①HPやSNSなどインターネットを通じて、
認定品の情報発信を行います！
- ②片品村が参加するイベント（物産展など）において、
商品として優先的に活用します！
- ③道の駅 尾瀬かたしな『かたしなや』内に
尾瀬ブランドコーナーを設置し、お客様へのPRを行います！
- ④マッチングイベント等への参加支援等を行い、
販路拡大のお手伝いをいたします！

～裏面もご確認ください！～

☆加工品

どういった商品が対象に？

○**村内**で生産又は加工されたもの、あるいは主たる原材料 又はその商品を特色付ける原材料が**村内**で生産されたもの。

○食品衛生関係の法令などに違反していないもの(製造・販売に関する許可や栄養成分表示などが必要な商品は特にご注意ください)

☆民芸工芸品

○村内で生産されたもの

※加工食品・工芸民芸品ともに…

・少なくとも認定期間中(3年間)、かつ1年のうち3ヶ月間は**継続して生産及び販売**ができるものを対象とさせていただきますが、**季節限定商品の場合**はその限りではありません(事前に事務局へご相談ください)。

・責任者が明確であり、商品に生産者等の表示がされていること。

ご応募頂いた商品については、尾瀬ブランド委員会において、**①品質・販売価格・包装(デザイン)**、**②尾瀬の郷片品との関連性**、**③独自性・希少性の観点から審査**を行います。

応募については？

◎応募可能個数… 1事業者 **5品まで**

◎申請手数料 … 1品につき **1,000円**
認定後、認定料として**1品4,000円**
※**2品目以降は2,000円**を徴収いたします。



ロゴマーク

◎応募方法

まずは尾瀬ブランド委員会事務局(役場むらづくり観光課)
電話 58-2112 へ問い合わせください。

応募書類をお送りいたしますので、必要事項を記入のうえ、
令和7年1月17日(金)までに提出をお願いいたします。

◎受付期間

令和6年12月2日(月)～令和7年1月17日(金)

尾瀬ブランド委員会事務局(役場むらづくり観光課内) 電話 58-2112